

平成24年度 政務調査研究視察報告書

視察日 平成24年4月17日(火)～19日(木)

視察先と内容 第1日目「札幌市の電子書籍実証実験」



第2日目「小樽市の防災対策」



第3日目「函館市の中小企業振興基本計画」



視察者 山崎泰信、安形光征、梅村順一 計3名

政務調査研究視察 報告書 その1

平成 24 年4月17日(火) 札幌市の電子書籍貸出サービスの実証実験 報告者:梅村順一

1 札幌市の概要

＜人口は 191万4千人 世帯数は、約95万6千世帯 面積1121km²。議員68名。＞

北海道 札幌市
＜北海道の拠点都市＞道庁所在地で、北海道の政治経済文化の中心。1869年明治2年に開拓使が置かれ市の創建始まる。昭和47年には政令指定都市に移行。約1世紀で人口190万人を超える都市に発展。

＜市民が主役のまちづくり＞札幌市自治基本条例、札幌市市民まちづくり活動促進条例、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき市民が主役のまちづくりを推進している。

＜最近の様子＞2011年3月に「札幌駅前通地下歩行空間」、同年4月に「創世川公園」が完成。

＜主要プロジェクト＞都市戦略ビジョン策定、創造都市さっぽろの推進、シティプロモートの推進、アートツーリズムの推進事業、都心部における北海道の魅力発信事業、「北海道の食を愛するまち札幌」推進事業、札幌スイーツ推進事業、札幌スタイル推進事業、カーリング場建設設計、サッポロ・シティ・ジャズ



情熱的な担当係長からの説明

2 電子書籍をめぐる背景

①電子書籍の普及は、2015年市場規模が現在の3倍、2,000～3,500億円まで伸び、出版の1割～2割が電子に移行との予測が調査会社より発表。

②出版界の動きとして、新潮社、講談社などが、今後すべての新刊本の電子化を決定し、新聞発表した。最近では、今年4月から米アマゾン社が日本語の電子書籍の取扱いを発表し、出版業界は活発化。

③他都市図書館の導入状況は、2007年の千代田区立図書館から始まり、政令市では堺市、大阪市が

すでに電子書籍貸出サービスを開始。さらに、佐賀県武雄(たけお)市、有田川町など、この動きは大規模都市以外まで広がり始めている。→図書館が紙から電子に至るまで、資料や情報を幅広く収集提供していくため、電子書籍を導入する必要がある。

3 実証実験の目的

電子書籍の普及が予測される中、図書館での電子書籍貸出サービスの導入を想定した実証実験を行い、そのメリットと課題を見極めること。

4 電子図書館実証実験の概要

以下の4つの実験で構成される。主な実験は1と2で、市民と出版社の方々に参加いただいて、メリットと課題を抽出する実験を行った。

＜実験1＞電子書籍貸出サービス利用実験(10月～2月)

パソコン、iPadなどのタブレット端末、液晶テレビ、スマートフォンによる電子書籍の貸出実験を市民モニター約500名とともに実施した。

<実験2>電子書籍調達実験(7月~2月)

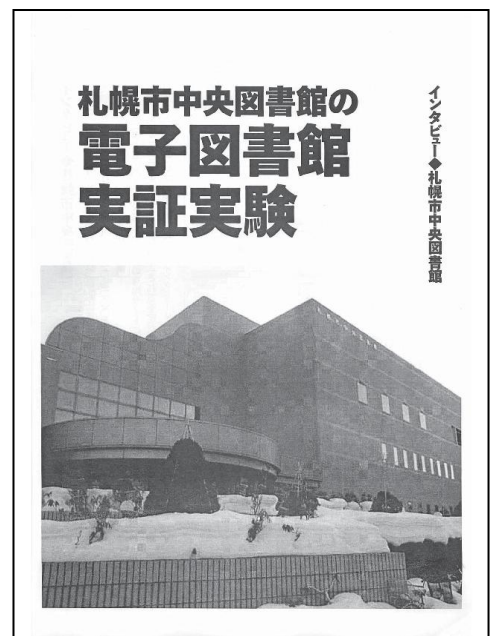
北海道新聞社、北海道大学出版会や中西出版など、地元出版社と協力して商業出版物の電子化・提供実験を行った。16社から約200冊の書籍提供があった。

<実験3>地域資料の収集及び電子書籍化実験(7月~2月)

札幌市が発行した地域の歴史、文化、まちづくりに関する冊子や広報さっぽろ(創刊号からすべて)などの電子化を行った。(約200タイトル)

<実験4>「学び」「調べ」に役立つ資料提供実験(12月~2月)

図書館公開モデル授業(常盤小5年生)でデジタル教科書を活用した授業を行ったほか、教諭のオリジナル教材の電子化などを行った。



5 検証項目

電子書籍貸出サービスの実現に向けて、主に以下の点を検証する。

- ① 使いやすいシステム、機器とはどのようなものか?
- ② 出版社から電子書籍を円滑に調達していくために必要なことは?
- ③ 札幌の資料を将来までしっかりと保存し、使いやすくするために必要なことは?
- ④ 学びを支援する電子書籍にはどのようなものがあるのか?

6 想定される導入時の効果

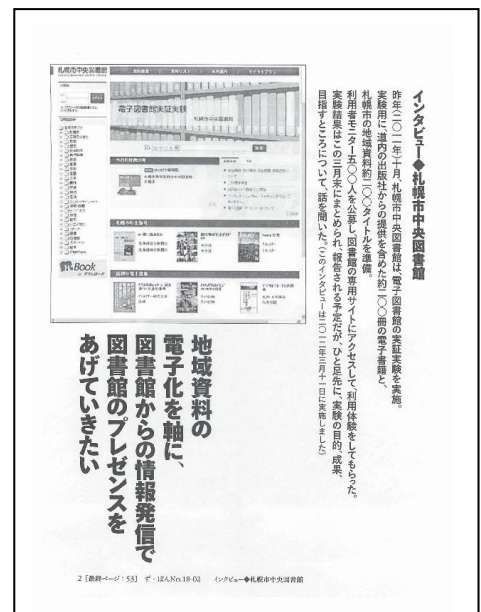
以下にあげるように、利用者、図書館双方にメリットがある。

① 利用者のメリット

- ・図書館に来られない方も貸出可能(障がい者、高齢者、多忙な方など)
- ・障がい者、高齢者へのサービスが拡大(文字の拡大や読み上げ機能など)
- ・紛失、汚損、盗難の心配がない。
- ・動画や音楽と組み合わせさせたものなど、提供分野が広がる。

② 図書館のメリット

- ・本の適切な保存・管理ができる(汚損、劣化、紛失、盗難がない)。
- ・業務の効率化(貸出・返却業務、蔵書点検業務、長期未返却者への催促が不要)
- ・書庫など、物理的な蔵書スペースが不要となる。



7 アンケート報告の概要

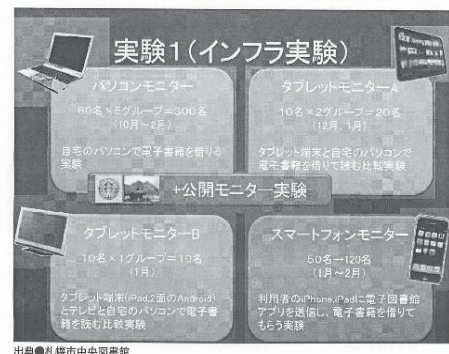
以下のように中間集計をまとめている。

- ・図書館が電子書籍を扱ってほしいとの回答は 91%
- ・この貸出システムを今後も利用したいと回答は 66%
- ・読みたいものは、雑誌、新聞に次ぎ、小説と同率 3 位で「書店で手に入りにくいもの」、(いわゆる絶版本やベストセラー以外のものと考えられる)
- ・電子書籍に求めるものは、豊富なタイトル数、検索機能に次ぎ、「音声による読み上げ」機能(障がいをお持ちの方以外の中高年の方からも求められている)

8 実現までの想定スケジュール

第三次新まちづくり計画の計画年度内にスタートさせる。(平成 26 年度を目途)

なお、第2次図書館ビジョンで「図書館の機能を充実させるために、紙媒体から電子媒体に至るまで、資料や情報を幅広く収集提供していく」とし、「電子書籍の貸出サービスの推進」を明示している。



9 電子書籍貸出サービスのスタート後の状況

現在の業界の動きからすると、電子書籍貸出サービスがスタートするころには、タブレット端末などの電子書籍端末の機能向上と廉価化によりインフラは普及し、また電子書籍数も増加することが見込まれるので、着実な成果が期待できる。

10 出版界との関係

今回の実験に参加した 16 社も含め、電子書籍貸出にまつわる課題を出版社と図書館共同で研究していく。特に、調達の際のルールづくり(価格、データ管理、ライセンスの考え方等)を積極的に進め、札幌発のスタイルを全国へ広めていきたい。

札幌市



電子図書館の方針を伺いました

【感想・岡崎市への反映】 市町村の財政が困窮する中では、図書館の親書購入は減少するばかりである。一方では、IT産業の急速な発展により、電子書籍の需要が高まっているといえる。こうした中で、札幌市では、電子図書館の稼働に向けた実証実験を始めた。ITブームの中で、市民の反応は良好だ。そして掲げた検証項目は、今後の電子図書館の在り方を示す基幹となるであろう。導入時の効果も確認され、アンケート報告においても市民が待ち望んで

いるといえよう。実証実験を終えて、実現に向けて具体的なスケジュールを検討し始めた。本市においても検討を始める時が来たと感じる。電子図書の貸し出しはもちろん、注目したいのは地域資料の電子化である。岡崎市の歴史や文化・まちづくりに関する貴重な資料を、後世に伝えるためにも電子化して有効活用すべきではないだろうか。参加した議員団が、全員共感した視察となった。

政務調査研究視察 報告書 その2

平成24年4月18日(水) 小樽市の防災対策について 報告者:梅村順一

北海道
小樽市

1 小樽市の概要

人口13万人 面積243km²、世帯67264戸、議員28名。
北海道西海岸の中央部。海と山に囲まれた商工港湾都市。
北海道開拓使の中で、海陸輸送の要の役割。海洋性気候で、
寒暖の差は少ない。ニセコ、積丹に近く、歴史的建造物が多い。
観光資源に恵まれた坂のまち。隣接する札幌市への通勤
比率は、12.8%。【主要プロジェクト】財政健全化計画。小樽
観光基本計画。旧手宮線跡地整備事業、移住促進事業、中市街地活性化基本計画。



2 小樽市の概況

<地勢>本市は、山系がそのまま海に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めている。このため河川の延長は短く急峻であり、流量も降水量に応じて短時間に著しく増減する。地震については、道内の太平洋側の地域と比べ少ないが、日本海側でも平成5年7月12日に発生し、奥尻町などに大きな被害をもたらした北海道南西沖地震など、津波を伴う地震も発生している。



<主な災害>

(1) 昭和37年8月3～4日 台風被害

降雨量267ミリ、被害戸数2896戸、3833世帯、死者6名、行方不明2名、重傷者2名、被害総額19億2300万円(災害救助法の適用、自衛隊災害派遣要請)

(2) 昭和56年8月21～24日 大雨被害

台風15号と前線による大雨により、家屋半壊34棟、一部破損307棟、床上浸水151棟、床下浸水200棟、農作物被害183ha、被害総額7億1700万円。

(3) 平成8年1月9日 暴風雪被害

観測史上最高の84センチの降雪量を記録。9日は、夕方まで国道5号張碓付近が不通となる。札幌バイパス不通、JRおたる札幌間運休、中央バス運休等交通マヒ状態となり、市民生活や経済活動の支障。(緊急雪害対策室設置、自衛隊災害派遣要請)

(4) 平成16年9月8日 台風被害

台風18号により、瞬間最大風速44mを観測。人的被害41名、住宅半壊15棟、一部破損523棟、畑作物被害13ha、英の施設被害78農家、商業被害85件、工業被害46件、被害総額12億4100万円。

3 防災体制と主な取り組み

- (1) 防災会議>年1回開催し、地域防災計画の修正や総合防災訓練の協議を実施。
- (2) 指定避難所>小中学校と高校など68箇所。このうち22箇所を津波避難所として指定。
- (3) 非常用食料>アルファ米やクラッカー2万4000食を備蓄。学校給食施設を活用した炊き出し。

- (4)飲料水>給水車両14台と給水用容器を用意。
- (5)備蓄物資>毛布1000枚、防災セット(ラジオ、懐中電灯、衛生用品等)を配備
- (6)避難所機能強化事業>津波避難所を優先してH24年から5年間で整備。
- (7)強化事業の整備内容>毛布、シート、ストーブ、簡易トイレ、し尿処理剤、救急セットの整備
- (8)避難所の標高表示入り標識の設置>
- (9)防災の啓発>町内会の自主防災組織に対して、防災訓練や講習会を実施し防災意識を高める
- (10)津波対策>津波ハザードマップの作成・配布。津波避難計画の策定。津波避難訓練の実施。
- (11)災害時要援護者対策>H20年から基礎調査を実施し、9000名の戸別プランを登録。避難支援者の決まっていない要援護者についての訪問調査を実施。支援計画の策定。要援護者参加の避難訓練実施。
- (12)防災行政無線の整備>市役所庁舎、避難所と市立病院に無線機を整備。(防災行政デジタル無線整備事業・緊急防災減災事業)

4 土砂災害ハザードマップについて

(1)土砂災害防止法による区域指定>

危険箇所516箇所、警戒区域指定143箇所、特別警戒区域140箇所(平成24年3月末現在)

(2)土砂災害警戒区域の指定の流れ>

基礎調査―住民説明会―意見照会―土砂災害警戒区域等の指定―ハザードマップの作成配布



有意義な視察となった

5 災害情報の伝達方法

(1)広報車による巡回>

(2)エリアメール>緊急地震速報や災害・避難情報を一定に地域内の携帯電話へ配信

(3)戸別訪問>通常の伝達では周知が困難な場合、消防署や消防団による伝達員による戸別訪問

(4)FMラジオ>緊急非常放送システムによる災害情報の伝達

(5)NHK放送局によるテレビラジオ>連携による避難勧告や避難指示の放送

(6)サイレン信号>消防車両や消防本部、消防署、支所、出張所設置のサイレンを吹鳴して周知

(7)ホームページの活用>市のHPを活用して、様々な災害情報を随時発信

小樽市

【感想・岡崎市への反映】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、全国で地域防災計画の修正や見直しが進められている。小樽市においても、町内会を中心とした自主防災組織の機能強化を推進する予定だ。避難所の再検討や備蓄品の検討、災害時要援護者支援制度の充実は大きな課題として受け止めておられた。これまで大災害の少ない地域であり、防災意識が低下していることを危惧し、防災体制の強化が進められている。地震、ゲリラ豪雨、津波、放射能汚染など、防災対策は限りがない。自助共助としての町内会の役割と、行政が支援できる公助の役割を再認識する必要がある。小樽市の防災対策は、発展途上であると控えめながら、市民の安全性の確保に大きな決意を感じた。市民目線での防災計画の再検討を認識し、有意義な視察となった。

第3日目 4月19日(金) 函館市の中小企業振興基本計画 報告者:梅村順一

1 函館市の概要

人口27万9000人 世帯数142000戸 面積677km²。北海道南端部に位置し、道内でも温暖で降雪量は少ない。1859年、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として開港。近代日本においていち早く国際化が進み、北海道の玄関口であり、北洋漁業による経済発展を進めた。欧米文化の影響を受けて、今なお街並みに面影を残している。【函館観光圏】観光客の来訪や滞在を促進するために、地域と官民協働による広域観光振興を図る「はこだて観光圏整備計画」を策定。【主要プロジェクト】函館圏地方拠点都市地域基本計画(07年～16年)、夜景グレードアップ構想基本計画(06年～)、函館国際水産・海洋都市構想(03年～)、函館・大学センター構想(06年～)、新幹線で未来を創るまちづくり構想(08年～)、はこだて観光圏整備計画(16年～25年)

2 視察の経緯

近年の経済不況の中で、中小企業の振興が地域の活性化に寄与すると考えられる。中小企業の振興に関する基本理念や市の施策の基本となる事項等を定めた「函館市中小企業振興基本条例」が制定され、平成22年4月1日から施行されました。先進地の状況を視察することとなった。

3 条例の目的

函館は、中小企業が函館の産業の中心的役割を担っており、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。中小企業振興基本条例は、このような中小企業の重要性についての認識を市、中小企業者等、市民が共有し、施策を総合的・計画的に推進し、中小企業の振興と地域経済の発展を図ることを目的としている。

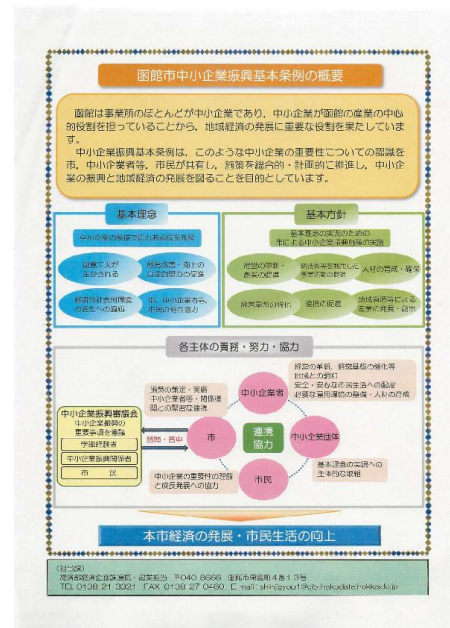
4 条例の概要

<基本理念>次に掲げる事項を旨として中小企業の多様で活力ある成長発展

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。

<基本方針>基本理念の実現のための市による中小企業振興施策の実施

- (1) 経営の革新および中小企業の創業の促進
- (2) 新技術等を利用した事業活動の促進
- (3) 人材の育成および確保
- (4) 経営基盤の強化



中小企業振興基本計画の概要

北海道函館市

- (5) 中小企業者等の連携の促進
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出

＜市の責務＞

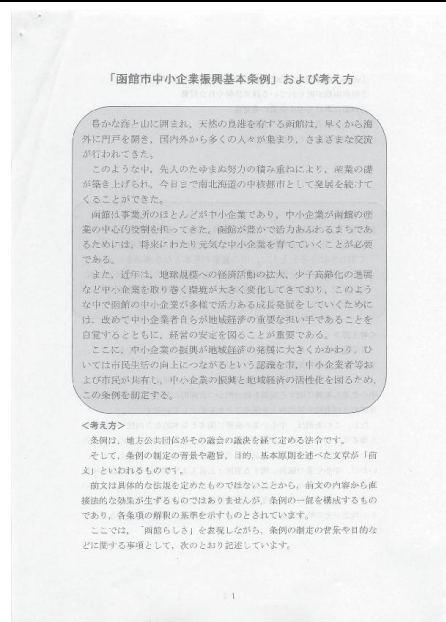
- (1) 施策の策定・実施
- (2) 中小企業者等・関係機関との緊密な連携

＜中小企業者の努力＞

- (1) 経営の革新，経営基盤の強化等
- (2) 地域との調和
- (3) 安全・安心な市民生活への配慮
- (4) 必要な雇用環境の整備・人材の育成

＜中小企業振興審議会＞市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議するため、函館

市中小企業振興基本条例に基づき、函館市中小企業振興審議会を設置している。審議会は、学識経験者、中小企業の振興に関係のある者および公募の市民の委員15人以内をもって組織される。



中小企業振興基本条例の考え方

【感想・岡崎市への反映】



中小企業振興基本計画を研究

いま全国各地で、中小企業振興基本条例制定に向けた研修や検討が行なわれています。昭和38年に施行された中小企業基本法は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的として制定された法律です。この法律が、平成11年に抜本改正され、従来同法の理念としてきた「大企業との格差の是正」を転換して、中小企業を「経済発展の担い手」として位置づけ、経営革新、創業促進、

経営基盤強化など個別企業の自主的努力の個別支援を打ち出したものとなりました。

地方分権の進展や多様な地域性など、環境の変化と共に全国の企業の中で、99.8%を占めている中小企業こそが地域のまちづくりの担い手であり、雇用の受け皿であり、地域社会を形成していることから、中小企業の発展なくして地域の発展はないという認識が広がり、各地で中小企業振興基本条例が制定されてきています。

しかしながら本市では、これまで「岡崎市中小企業構造高度化奨励条例」「岡崎市中小企業ものづくり応援事業費補助金」など中小企業振興に関する条例や補助事業などがありますが、中小企業を支援する基本的な理念を策定するには至りませんでした。

函館市では、まちづくりの担い手は中小企業であるという視点に立ち、市民の勤め先が中小企業であり、自分の会社が繁栄すれば自分も家族も元気でいれる。町民が元気であれば、町も元気でいれる。そんなまちづくりの指針となる中小企業振興条例がつけられました。中小企業と住民、行政がそれぞれの役割を持ち、努力することがまちづくりにつながります。本市においても、地場産業の活性化のための基本理念や方針を、策定する時が来たたと強く感じる研修となりました。

函館市